

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費 (年金特別会計国民年金勘定)			担当部局庁	年金局	作成責任者			
事業開始年度	昭和36年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 依田 泰			
会計区分	年金特別会計国民年金勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民年金法施行令第9条 国民年金法第21条、21条の2			関係する計画、 通知等	貨幣交換差増減整理手続き (昭和8年7月16日 蔵理788)				
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料を前納した被保険者に対し、厚生年金等の被用者年金制度の加入により生じた過誤納保険料の払戻し等を行う。 外国居住者に対する年金の支払いにおいて、年金の送金時とその支払取消時による戻入時の為替レートの差額を日本銀行へ補填金として支払う。 同一人に対して、厚生年金保険法による年金の給付の支給を停止して国民年金法による年金を支給する場合、国民年金法による年金を受ける権利が生じた月の翌月以降の分として既に支払われていた厚生年金法による年金は過払い分として国に納付することになるが、手続きの軽減から国民年金法による年金の給付の内払いとし、既に支払われていた当該額は支払調整金として国民年金勘定から厚生年金勘定への繰り入れを行う。 								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<ul style="list-style-type: none"> 過誤納に係る国民年金保険料の払戻し等については、納付者の請求に基づき随時払戻しを行う。 日本銀行の請求(四半期毎に年4回)に基づき、為替取組上生じた差減に充てるための補填金を支払う。 年金の最終支払月である3月に、支払調整金が確定することから3月末に国民年金勘定から厚生年金勘定等に繰り入れを行う。 								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		当初予算	47,488	47,851	53,496	55,451	55,477		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	47,488	47,851	53,496	55,451	55,477			
執行額	40,883	46,841	46,539						
執行率 (%)	86%	98%	87%						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標 が設定でき ない理由及 び定性的 な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績				
	事業の妥当性 を検証する ための代替 的な達成 目標及び 実績	国民年金保険料を過誤納した被保険者等への保険料の払戻し金であり、定量的な目標を設定できない。			過誤納となった保険料を適切に支払う。 平成25年度 実績額 40,883百万円 平成26年度 実績額 46,841百万円 平成27年度 実績額 46,539百万円				
活動指標 及び活動 実績 (アウト プット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	過誤納保険料の払戻し件数	活動実績	件	979,916	1,039,660	961,316	-		
		当初見込み	件	-	-	-	-		
単位当 たり コスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	1件当たり払戻額	単位当たり コスト	千円	42	45	48	-		
		計算式	千円/件	40,882,677 /979,916	46,841,098 /1,039,660	46,538,717 /961,316	-		

平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	賠償償還及払戻金	55,447	55,473	国民年金保険料の還付に伴う払戻金の増等による						
	貨幣交換差減補填金	0	0							
	支払調整金繰入	4	4							
	計	55,451	55,477							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係										
政策評価	政策	IX 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること								
	施策	1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		-	実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	上位施策を達成するために、過誤納保険料を納付者に対し、着実に払戻す。 また、国民年金保険料を過誤納した被保険者等への保険料の払戻し金であり、測定指標を設定できない。									
	アクション・プログラム	改革項目	分野:	-	-					
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値				-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国民年金保険料の過誤納が生じた場合の保険料の払い戻し等を行う事業であり、国民の生活の安定が損なわれることを防止することを目的とする公的年金事業の一環であるため、必要不可欠な事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、安定的かつ継続的に行うことが求められる事業であることから、国において行うべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業の目的を達成するために、法律に基づき、国の責務において実施すべき優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国民年金保険料を過誤納した被保険者等への保険料の払い戻し金等であり、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	国民年金保険料を過誤納した被保険者等への保険料の払い戻し金等であり、真に必要な経費に限定されている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	代替指標の実績は目的に見合ったものになっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	平成27年度の過誤納保険料の払戻し等の総額は集計中である。なお、平成26年度においては、過去の支払実績等を踏まえ、予算額を確保したが、予定よりも被保険者からの請求が少なかったため、不用が生じた。	
	改善の方向性	引き続き、迅速な支払いに努めるとともに、第1号被保険者等への国民年金保険料の払戻し等に支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえ、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うなどの取組を進める。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	-		
備考			
<p>1. 事業仕分け</p> <p>①実施年月日・・・平成22年10月28日</p> <p>②事業番号・・・A-9</p> <p>③評価結果・・・<枠組みのあり方(主体・区分経理)> 新たな制度設計の中であり方を検討 <資金のあり方(積立金の取扱い)> 新たな制度設計の中であり方を検討(年金制度の持続性や年金財政についての正直な現状分析に立って議論すべき)</p> <p>2. 提言型政策仕分け</p> <p>①実施年月日・・・平成23年11月23日</p> <p>②事業番号・・・B5-5</p> <p>③評価結果・・・現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。</p>			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	737	平成24年度	647		
平成25年度	940	平成26年度	939	平成27年度	945		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

(過誤納に係る国民年金保険料の払戻し等)

46,539百万円(平成27年度執行額)

A. 被保険者等

(海外払い給付費の為替取組上生じた差減に充てるための補填金)

0百万円(平成27年度執行額)

C. 日本銀行

B. 厚生年金勘定等

(国民年金法に基づく支払調整金その他勘定への繰入れ)

— (平成27年度執行額)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

